

高萩北公民館ミニギャラリー要綱

(設置)

第1条 住民の美術に関する作品を展示する場として、住民に提供するとともに、来館する人々の鑑賞に供し、環境醸成を図り美術鑑賞の機会を提供するため、高萩北公民館ミニギャラリーなみきみち（以下「ギャラリー」という。）を設置する。

(利用期間)

第2条 ギャラリーを引き続いて利用することができる期間は、2週間以内とする。ただし、館長は事情によりこれを変更することができる。

(利用時間)

第3条 ギャラリーを利用できる時間は、公民館が開館している時間とする。

(利用の許可)

第4条 ギャラリーを利用して作品を展示しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。事情により許可にかかる事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の許可手続き)

第5条 ギャラリー利用の許可を受けようとする者は、利用日7日前までに様式第1号の利用許可申請書を館長に提出しなければならない。許可にかかる事項を変更するときも同様とする。

(作品の自主管理)

第6条 ギャラリーの利用許可を受けた者（以下「利用権者」という）は、該当展示作品については、利用期間中自らの責任において、管理するものとする。

(取り消し及び指示)

第7条 館長は、利用権者の利用がギャラリー設置の目的に反すると認められるときは、許可の取り消しをすることができる。

2 館長は、ギャラリーの管理上必要があるときは、利用権者にそのつど適宜な指示をすることができる。

3 館長は、ギャラリー内の秩序を乱した、乱すおそれのある者の入場を禁止することができる。

(原状回復)

第8条 利用権者は、その利用が終わったときは、速やかに該当ギャラリーを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用権者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にギャラリーの施設もしくは設備を損傷し、または物品を亡失もしくは損傷したときは、これを修理し、またはその損害賠償をしなければならない。

(保証の免責)

第10条 館長は、利用期間中の展示作品が損失を受けることがあっても、その保証の責めを追わない。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。